

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化がスタート 保育園を利用される方はご確認ください。

保育園を利用する子ども

【対象者・保育料】

3歳児クラスから5歳児クラスまでの全ての子どもの保育料が無償化されます。

通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。ただし、**【年収360万円相当世帯の子ども】**と**【第3子以降の子ども】**については、副食費（おかず代やおやつ代）が免除されます。

副食費の免除について**【第3子以降の子ども】**の多子カウント方法は、小学校就学前までの最年長の子どもを第1子としてカウントします。

0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもについては、**住民税非課税世帯を対象**として保育料が無償化されます。

0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもについては、これまでどおり保育料の中に主食・副食費分が含まれますので、新たな保護者の負担はありません。

子どもが2人以上の世帯の2歳児クラスまでの子どもの保育料については現行制度を継続し、小学校就学前までの最年長の子どもを第1子とカウントし、第2子は半額、第3子は無償となります。

年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

【無償化の対象となる手続き】

既に認定こども園に入園し、2号認定や3号認定として利用されている方についての手続きは不要です。

